

(別紙)

## 1. 濃厚接触者

### 【濃厚接触者とは】

陽性者の感染可能期間内（発症日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間）に陽性者と接触した者のうち、次の範囲に該当する方を言います。

- 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった場合 等
- 対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で、必要な感染予防策（マスク着用等）なしで15分以上（密閉された空間なら15分未満でも）接触した場合
- 適切な感染防護無しに患者（陽性者）を診察、看護若しくは介護していた方
- 患者（陽性者）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より）

### 【濃厚接触者の例】

(1) . マスク着用が、どちらか一方でも不完全な状態（マスク無し、鼻マスク、あごマスク）で15分以上接触した場合で以下のいずれかに該当する者

- 教室等で手の届く距離（1メートル）で過ごした者
- 手の届く距離（1メートル）で飲食した者
- 接近を伴う運動を行った者
- 陽性者と手の届く距離で接触した者
- 換気の悪い狭い部室・会議室内で一緒に過ごした者
- バス・車内や屋外の喫煙所などで一緒に過ごした者

(2) . マスク着用でも以下の場合には該当します。

- 狭い換気の悪い環境で長時間過ごした者（車内など）
- 換気の十分ではない環境での発声を伴う集団での活動などを行った者  
（例；カラオケ、一部の部活動など）
- ホテル・合宿所・自宅等などで同じ部屋に宿泊した者

上記枠内の要件にはありませんが、濃厚接触者に該当します。

※長時間（目安として1時間以上）

### 【濃厚接触者とならない例】

- 感染対策が十分に取られている授業、ゼミ等の参加者
- 感染対策が十分に取られている事務室内の職員

下記の場合は、フォームによる報告が必要です。

○保健所から濃厚接触者として認定された。

○感染者との同居により濃厚接触者となった。

○学外者との接触により濃厚接触者となった。

## 2. 接触者への留意事項

### (1) . 濃厚接触者該当あり【原則、自宅待機】

自宅待機；陽性者と最終接触した日から5日間は、自宅で健康観察（毎日朝晩に体温を測定し、症状の有無を記録）を実施する。

・体調不良の症状が現れた場合は、かかりつけ医または仙台市コールセンター（022-398-9211）に連絡する。ただし、7日間が経過するまでは、以下のことに留意する。

（自宅待機終了後の2日間、自宅待機はなし）

- ・健康観察を行い、体調不良時には出勤または登校を中止し、速やかに報告する。併せて速やかな医療機関の受診を推奨する。
- ・高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控える。
- ・会議等はwebに変更する。
- ・他の人との接触・直接会話は極力、避けること。
- ・勤務中のマスク着用を徹底すること。（教職員の場合）
- ・マスク着用を徹底すること。（学生の場合）
- ・食事は、個別に摂り、換気に注意すること。

### (2) . 最終接触日より7日以上経過している場合

陽性者と最終接触した日から7日間以上経過しているため、以下の留意点を伝える。

- ・引き続き日常の体調管理に注意していただき、体調不良時には出勤または登校を控え、速やかに医療機関を受診する。

※陽性者と最終接触した日を0日目として起算します。